

令和4年10月31日

金融機関本・母店各位

岐阜市信用保証協会

農林水産物・食品輸出促進支援関連保証の取扱開始について

平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、農林水産物・食品輸出促進支援関連保証の事務取扱を開始いたします。

内容につきましては、以下保証概要をご覧ください。

お手数ながら、各営業店にご周知くださいますようお願い申し上げます。

【 農林水産物・食品輸出促進支援関連保証 (略称 農食輸出促進) 】

項目	内容
対象者	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という）第43条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人 （一般社団法人にあつては、その社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては、その設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が同項に規定する中小企業者により拠出されているものに限る）
対象資金	輸出促進業務の実施に必要な資金
保証金額	2億8,000万円
保証期間	運転資金10年以内 設備資金15年以内
返済方法	均等分割返済・一括返済
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	1.15%（有担保の場合は△0.1%）
保証人	原則、法人代表者以外は徴求しない
担保	保証期間が10年を超える場合又は保証金額が8,000万円を超える場合は、原則として担保を要する
責任共有	対象
申込添付書類	①法第49条に規定する同法第43条第1項の規定による認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であることを示す書面（「認定農林水産物・食品輸出促進団体の認定の申請」及び「認定農林水産物・食品輸出促進団体認定証」）の写し ②借入金が輸出促進業務を実施するために必要な資金に係るものであることを示す書面（輸出促進業務に関する計画書）

【添付資料】 ・輸出促進業務に関する計画書（様式例）

担当 企画情報課

TEL 058(265)4611